

令和4年2月吉日

お客さま各位

預金通帳の副印鑑廃止のお知らせ

平素は、山形第一信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、通帳を紛失されたり、盗難にあわれた場合に、副印鑑（通帳表紙裏面に貼られているお届け印）によりお届け印が偽造される可能性を踏まえ、お客様のご大切な財産をお守りするために、この度、副印鑑を廃止いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、副印鑑の廃止後も当組合全店舗での払戻しが可能です。

記

1. 廃止日

令和4年3月1日(火)

2. 対象となる通帳の種類

(1) 総合口座通帳 (2) 普通預金通帳 (3) 納税準備預金通帳

3. 副印鑑の取りはがし

(1) 新規口座開設および通帳再発行

新規口座開設や通帳の繰り越しなどで新たな通帳を発行する場合は、新たな通帳へは副印鑑の貼付を行いません。

(2) 既にご利用いただいている通帳

既に副印鑑が貼付されている通帳は、窓口をご利用の際に、通帳から副印鑑を取りはがす手続きをさせていただきます。

副印鑑票を取りはがす際に、お届けいただいている印影の不鮮明等により再提出のお願いをすることがございますのでご了承願います。

副印鑑は、お客さまで、通帳とは別保管していただくか、処分していただきますようお願いいたします。

4. その他

- ・ 通帳、印鑑、キャッシュカードは別々にかつ厳重な管理をお願いいたします。なくされた場合は、すぐにお取引店にご連絡ください。
- ・ キャッシュカードの暗証番号を他人に知られないようご注意ください。生年月日、電話番号、車のナンバーなど推測されやすい暗証番号のご利用は避けてください。

※ご不明な点がございましたら、当組合の窓口にお問い合わせください。